質　問　状

平成24年 4月 2日

東京地方検察庁刑事部長 殿

告発人代表　　八 木 啓 代
加 藤 芳 男

１．当会は、本年１月１２日付で提出し、１月１７日付で東京地検刑事部で受理された、田代検事に対する虚偽有印公文書作成罪及び同行使罪及び被疑者不詳の偽計業務妨害罪の告発状について、告発状を補充するものとして以下の事実を申告するものであり、検察当局において、これらの事実を踏まえた捜査・処分が行われることを求めるものである。

２．本年２月２２日の日本経済新聞、２月２６日の朝日新聞に、田代政弘検事による偽造報告書が、上司である吉田副部長の報告書にも引用されていたという事実が報道されている。これは、現在問題になっている、田代政弘検事による２０１１年５月１７日付の報告書以外にも、検察審査会に提出された報告書が存在していたという事実を意味するものである。

この件に関して、当会も調査した結果、田代政弘検事の虚偽報告書以外にも、複数の報告書が存在し、それらの報告書も、田代報告書と同様に、検察審査会に提出されることを目的として作成された疑いがあるとの情報を得ている。

その内容は、小沢氏の秘書等の関係者の供述調書のうち、小沢氏への報告・了承があったことを述べている部分（裁判所によってすでに特信性、任意性を否定されて証拠却下されており、刑事裁判での立証では使えないものとなっている）をことさらに引用し、さらに文章に下線を引いたり注釈をつけることによって、素人である審査員に、小沢氏の供述が虚偽であり、裁判になれば犯罪の立証は容易であるという印象を与えようとする意図がみられるものや、検察官の個人的な感想と客観的事実が、素人目に判別しにくい形で書かれたようなものがあったという情報である。

もしもそれが事実であるなら、これらの報告書こそ、実際の取調べとは異なる虚偽の取調べ状況を記載した田代検事作成の捜査報告書と同等に、検察審査会を欺くという目的で作成されたことは明白であり、公正な検察審査会の審査を妨害した偽計業務妨害の犯罪の動かぬ証拠であると言える。

そこで、当会は、そのような報告書が実在するのかどうか、また、実在するのであれば、その報告書の作成者名、報告書宛先、および、この報告書を確認したと思われる当時の東京地検関係者の名前を開示することと要求するものである。